

京都市告示第499号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、令和7年9月5日付け京都市告示第368号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域を、同法第11条第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和7年11月21日

京都市長 松井孝治

1 土地の所在地

京都市山科区日ノ岡夷谷町17番216、17番217、17番218 以上の地番  
の一部

- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)